

特定非営利活動法人 スポーツエイド・ジャパン 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人スポーツエイド・ジャパンという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県入間郡毛呂山町大字阿諏訪 1221 番地に置く。

(目的)

第3条 この法人は、年齢、性別、障害の有無を問わず、あらゆる人々に対し、ランニング、ウォーキング、登山を主とした生涯スポーツの普及と振興を図り、健全な社会づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、次の特定非営利活動を行う。

- ・ 社会教育の推進を図る活動
- ・ まちづくりの推進を図る活動
- ・ 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ・ 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ・ 特定非営利活動に係わる事業
 - ・ ランニング、ウォーキング等の大会の開催
 - ・ ランニング、ウォーキング、登山等の講習会の開催
 - ・ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の通りとし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- ・ 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- ・ 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人、または団体

(入会)

第7条 正会員、または賛助会員として入会しようとする者は、その旨を文書で代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、理由を付した書面をもって本人に速やかにその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

- ・ 本人から退会の申出があったとき
- ・ 本人が死亡、または賛助会員である団体が消滅したとき
- ・ 会員が継続して1年以上会費を滞納したとき
- ・ 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- ・ 法令、定款等に違反したとき
- ・ この法人の名誉を毀損し、または秩序を乱す行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既に納入した会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第 3 章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第 13 条 この法人に、次の役員を置く。

- ・ 理事 3 人以上 10 人以内
- ・ 監事 1 人以上 2 人以内

2 理事のうち、1 人を代表理事、1 人以上 2 人以内を副代表理事とする。

3 理事及び監事は、総会において選任する。

4 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者もしくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

6 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第 14 条 代表理事は、この法人を代表し、業務を総理する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、または代表理事が欠けたときには、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- ・ 理事の業務執行の状況を監査すること
- ・ この法人の財産の状況を監査すること
- ・ 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること

- ・ 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
- ・ 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(役員の任期)

第 15 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の解任)

第 16 条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったとき、または心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬)

第 17 条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の 3 分の 1 以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(顧問、職員)

第18条 必要に応じて、この法人に顧問、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 顧問、事務局長その他の職員は、理事会の議決を経て代表理事が任免する。

第4章 会議

(会議の種類)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第20条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- ・ 定款の変更
- ・ 解散及び合併
- ・ 事業計画及び収支予算並びにその変更
- ・ 事業報告及び収支決算
- ・ 役員の選任または解任、職務、報酬
- ・ 会費の額
- ・ 解散した場合の残余財産の処分
- ・ その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- ・ 理事会が必要と認めたとき
- ・ 正会員総数の5分の1以上の者から、会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき
- ・ 第14条第4項第4号に基づき監事が招集するとき

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は前条第2項第2号の場合には、請求があった日から21日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示した書面により、会議の日の7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第26条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 総会において、第23条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、あらかじめ通知していない事項についても、緊急を要し、かつ出席した正会員の過半数以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(総会における書面表決等)

第 27 条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ・ 日時及び場所
- ・ 正会員の現在数
- ・ 総会に出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者の場合にあってはその旨を付記すること）

- ・ 審議事項
- ・ 議事の経過の概要及び議決の結果
- ・ 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人が署名、押印しなければならない。

(理事会の構成)

第 29 条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 30 条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- ・ 総会の議決した事項の執行に関する事項
- ・ 総会に付議すべき事項
- ・ その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 31 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- ・ 代表理事が必要と認めたとき
- ・ 理事総数の 3 分の 1 以上の者から会議の目的を示して開催の請求があったとき

(理事会の招集)

第 32 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 号の場合には請求のあった日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する場合には、理事会の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示した書面により、理事会の日の 5 日前までに理事に通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 33 条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第 34 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(理事会の議決)

第 35 条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会における書面表決等)

第 36 条 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において、前 2 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ・ 日時及び場所
- ・ 理事の現在数

- ・ 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者にあつてはその旨を付記すること）
- ・ 審議事項
- ・ 議事の経過の概要及び議決の結果
- ・ 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名、押印しなければならない。

第5章 資産及び会計

（資産の構成）

第38条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ・ 財産目録に記載された資産
- ・ 会費
- ・ 寄付金品
- ・ 事業に伴う収入
- ・ 資産から生じる収入
- ・ その他の収入

（資産の管理）

第39条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

2 この法人の資産は、これを分けて会計区分に基づいて区分して管理する。

（会計の原則）

第40条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法に定めるところに従って行うものとする。

（会計の区分）

第41条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

- ・ 特定非営利活動に係わる会計

（事業年度）

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 前項の規定に関わらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは前事業年度の予算に準じて収入及び支出することができる。

3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

4 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第44条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第6章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第45条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ特定非営利活動促進法に定める軽微な事項に係わる定款の変更の場合を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第 46 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- ・ 総会の決議
- ・ 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- ・ 正会員の欠亡
- ・ 合併
- ・ 破産
- ・ 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由により解散する場合は、正会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 解散のときに存する残余財産は、特定非営利活動促進法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において出席した正会員の過半数に議決を経て、選定された者に帰属させるものとする。

(合併)

第 47 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第 7 章 雑則

(公告の方法)

第 48 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報）に掲載して行う。

(施行細則)

第 49 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	舘山 誠
副代表理事	木下 猛
理事	佐藤 政範
理事	後藤 拓
監事	福満 喜弘

3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定に関わらず、成立の日から 2004 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、この定款の規定に関わらず、設立総会で定めるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定に関わらず、成立の日から 2004 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の賛助会費は、この定款の規定に関わらず、次に掲げる額とする。

- ・ 賛助会費 1 口 5,000 円